

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 27 年 2 月 3 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活文化部文化・国際課発注広報物デザイン委託及び印刷

(2) 業務内容

「世田谷芸術百華」を代表とする一連の広報物のデザイン作成、編集作業及び印刷作業を行う。印刷物は下記のとおり。

事業名	実施時期 (予定)	予定納期	種 別		
			ポスタ ー	リーフレット	チラシ
世田谷芸術百華	9 月 1 日 ~ 11 月 30 日	8 月下旬	A3 : 950 B2 : 10	25.7cm × 10.5cm、20 ペー ジ : 15,000	
遊びと学びの 子どもプロジェクト	7 月上旬 ~ 8 月 31 日	6 月下旬		A4、4 ページ : 53,000	
アートに関する交流 会	11 月 29 日	9 月下旬			A4 : 5,000
世田谷区芸術アワー ド “ 飛翔 ” (隔年実施)	5 月 1 日 ~ 9 月第 1 週 12 月上旬	ポスター・A4 リ ーフレット : 4 月 下旬 B5 リーフレッ ト・賞状 : 11 月下 旬	A3 : 2,700	A4、8 ページ : 20,000 B5、8 ページ : 900	賞状 10 (A4、 195kg、片面)

上記内容は平成 27 年度の予定につき、仕様が若干変動する場合がある。

「世田谷区芸術アワード “ 飛翔 ”」については隔年で事業を行うため、平成 27 年度契約には含まない。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 27 年 9 月 29 日 (火) まで

平成 28 年度及び平成 29 年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があ

ること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都及び東京都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）に主たる事務所を有し、かつ法人としての規約と代表者の定めのある法人であること。（個人での応募は不可）

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 広報物デザイン業務を十分に行う能力（リーフレット企画案が優れていることなど）及び実績を有していること。
- (2) 区の定める「視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン」を理解していること。
- (3) 区が実施する各事業（世田谷芸術百華、世田谷区芸術アワード 等）の主旨や内容を十分に理解していること。
- (4) 作成にあたり確実かつ柔軟なスケジュール管理体制を有していること。
- (5) 見積金額及び内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

生活文化部 文化・国際課

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27（世田谷区役所第一庁舎 1階 5番窓口）

電話番号：03-5432-2125

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

配布期間：平成27年2月3日（火）～2月17日（火）

配布場所：(1)の担当課及び世田谷区ホームページからのダウンロード

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成27年2月18日（水）正午（必着）

受付方法：(1) の担当課まで持参または郵送とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 27 年 3 月 11 日 (水) 午後 5 時 (必着)

受付方法：持参

提出場所：(1) の担当課

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

(6) 本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成 27 年度予算が成立し、配当がなされることを条件とする。

(7) 提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

(8) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(9) 本事業の成果物の著作権は原則的に世田谷区に帰属し、本事業により新たに作成された著作物について、本事業の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本事業の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りでない。

(10) 詳細は説明書による。